

(別紙)

平成24年(行情)諮問第277号

## 提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名)

---

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、  
情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮問  
庁の閲覧に供することは、

差支えない。

相当ではない。

(相当ではない理由)